

各 位

特定非営利活動法人 北海道病院協会
理事長 中村 博彦
公益社団法人全日本病院協会北海道支部
支部長 徳田 禎久
(印 章 省 略)

2020年度「医療安全管理者養成講習会」開催のご案内

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当協会は、事業計画に「医療の質の向上」を主要課題の一つに掲げ、平成19年度から「医療安全管理者養成講習会」の開催に取り組み、これまで700名を超える医療安全管理者を全道に輩出しているほか、毎年、受講済みの医療安全管理者を対象に、医療安全対策に係るセミナーなども開催しています。

当協会では、道内すべての医療機関において「複数の医療安全管理者」が配置されることを願っており、当該講習会の開催は、会員・会員外を問わず周知しておりますので、是非受講されるようご案内申し上げます。

また、本講習会では、受講済みの医療安全管理者（以下、「既受講者」という。）を対象に、グループワーク演習のほか、希望する講義について再受講いただくことができます。既受講者の皆様には、是非ご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

なお、講習会の開催に当たっては、新型コロナウイルスの感染防止のための対策をとって参りますが、今後の感染拡大等の状況によっては、開催方法の見直しや延期、中止などの対策を取らせていただくこともありますので、予めご承知おき願います。

謹白

記

- 主 催 北海道病院協会、全日本病院協会北海道支部、北海道
- 開催日 第1クール；令和2年10月10日（土）、10月11日（日）
第2クール；令和2年11月6日（金）、11月7日（土）
第3クール；令和3年1月9日（土）、1月10日（日）
第4クール；令和3年2月19日（金）、2月20日（土）
- 会 場 TKP ガーデンシティアパホテル札幌、北海道医師会館、北海道自治労会館
(各クールにより会場が異なりますので、別添プログラムをご参照ください。)
- 受講料（資料書籍代含む）

| | | |
|-------|-----|---------|
| 会 員 | 8日間 | 72,000円 |
| 会 員 外 | 8日間 | 85,000円 |

※スキルアップセミナー（既受講者のみ、書籍代は含みません）

 - ・第3クールの演習を受講の場合は、2日間20,000円
 - ・その他の講義受講の場合は、1日単位10,000円
- 定 員 50名
- 申込方法 別紙「受講申込書」に必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みください。

本講習会は、国の定める医療安全管理者研修要件に適合しており、8日間（40時間）の講習会受講者には修了証が交付されます。講習のプログラムは、厚生労働省「医療安全管理者の業務指針および養成のための研修プログラム作成指針」に則り行っております。

《お問い合わせ先》 北海道病院協会 事務局（担当；小嶋、古屋）
〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目6 北海道医師会館6階
電話：011-231-9900 FAX：011-231-9902

2020年度「医療安全管理者養成講習会」プログラム

共催/北海道病院協会 全日本病院協会北海道支部 北海道

| | | |
|-----------------------|--|--|
| 第1クール | 【医療安全の概論】 日時:令和2年10月10日(土)12:35~17:45(5時間) 会場:TKPガーデンシティアパホテル札幌 2階エメラルド(札幌市中央区南2条西7丁目1-10 TEL011-252-3165) | |
| | 12:30 | 開会式 |
| | 12:35~15:05 (150分) | 「人間信頼性工学」 講師 中條 武志 先生(中央大学理工学部 経営システム工学科 教授) |
| | 15:15~17:45 (150分) | 「病院組織概論」 講師 徳田 禎久 先生(社会医療法人禎心会 理事長、全日本病院協会北海道支部 支部長) |
| 第2クール | 【医療安全の基本的知識】 日時:令和2年10月11日(日)9:30~15:30(5時間) 会場:TKPガーデンシティアパホテル札幌 2階エメラルド(札幌市中央区南2条西7丁目1-10 TEL011-252-3165) | |
| | 9:30~15:30 (300分) | 「なぜ、医療の安全か —質・情報・安全— 医療の質向上」 「安全とリスクに関する概念(用語)の理解」 講師 長谷川 友紀 先生(東邦大学医学部 社会医学講座 教授) |
| 第3クール | 【医療安全に資する情報収集と分析、対策立案、フィードバック】 日時:令和2年11月6日(金) 12:30~17:30(5時間) 会場:TKPガーデンシティアパホテル札幌 2階エメラルド(札幌市中央区南2条西7丁目1-10 TEL011-252-3165) | |
| | 12:30~17:30 (300分) | 「品質管理概論」 「インシデント報告の分析法・対策立案・対策実施・標準化」 「未然防止対策(FMEA)・事後対策(RCA)の理論」 講師 飯田 修平 先生(公益財団法人東京都医療保健協会 練馬総合病院 理事長) |
| | 【医療安全体制の構築】 日時:令和2年11月7日(土) 9:30~15:40(5時間) 会場:TKPガーデンシティアパホテル札幌 2階エメラルド(札幌市中央区南2条西7丁目1-10 TEL011-252-3165) | |
| | 9:30~12:00 (150分) | 「安全管理の必要性・重要性の理解 —組織作りとその運営—」 講師 高橋 肇 先生(社会医療法人 高橋病院 理事長、北海道病院協会 副理事長) |
| | 12:00~13:00 昼食 | |
| | 13:00~14:30 (90分) | 「物の管理、情報の管理・伝達」 講師 森山 洋 先生(社会医療法人恵和会 帯広中央病院 事務部長) |
| 14:40~15:40 (60分) | 「医療安全推進の動向」 講師 山田 倫代 氏(北海道保健福祉部地域医療推進局 医務薬務課医務係 専門員) | |
| 第4クール | 【グループ討議/RCA演習】 日時:令和3年1月9日(土) 12:30~18:30(6時間) (休憩を含む) 会場:北海道医師会館8階会議室(札幌市中央区大通西6丁目 TEL011-231-1432) | |
| | 12:30~18:30 (360分) | 「RCA演習」(グループワーク) —事後対策(RCA)の実践にむけて— 講師 飯田 修平 先生(公益財団法人東京都医療保健協会 練馬総合病院 理事長) |
| 第5クール | 【グループ討議/FMEA演習】 日時:令和3年1月10日(日) 9:00~16:00(6時間) (昼食・休憩を含む) 会場:北海道医師会館8階会議室(札幌市中央区大通西6丁目 TEL011-231-1432) | |
| | 9:00~16:00 (360分) | 「FMEA演習」(グループワーク) —未然防止対策(FMEA)の実践にむけて— 講師 飯田 修平 先生(公益財団法人東京都医療保健協会 練馬総合病院 理事長) |
| 第6クール | 【安全文化の醸成】 日時:令和3年2月19日(金) 13:00~16:40(3.5時間) 会場:北海道自治労会館 4階ホール(札幌市北区北6条西7丁目 011-747-1457) | |
| | 13:00~14:30 (90分) | 「職員に対する教育・研修」 講師 徳田 禎久 先生(社会医療法人禎心会 理事長、全日本病院協会北海道支部 支部長) |
| | 14:40~16:40 (120分) | 「患者・家族の観点から見た安全確保」 講師 山口 育子 さん(認定NPO法人ささえあい医療人権センター COML 理事長) |
| | 【事故発生時の対応】 日時:令和3年2月20日(土) 9:30~15:30(5時間) 会場:北海道自治労会館 4階ホール(札幌市北区北6条西7丁目 011-747-1457) | |
| | 9:30~12:30 (180分) | 「法制化された医療事故調査制度への対応」 講師 南須原 康行 先生(北海道大学病院 副病院長 医療安全管理部 部長 教授) |
| | 12:30~13:30 昼食 | |
| 13:30~15:30 (120分) | 「説明と記録の重要性~事例解説を含め~」 講師 福田 友洋 先生(弁護士法人 佐々木総合法律事務所 弁護士・医師) | |
| 15:30~15:40 | 閉会式 | |

2020 年度「医療安全管理者養成講習会」受講申込書

《講習会受講料・申し込み方法》

- ① 受講料 会員施設職員 8日間 72,000円
 会員外 " 85,000円
 ※ スキルアップセミナー2日間 20,000円 (第3クールは、グループ演習のため、2日間)
 1日単位 10,000円 (上記以外の講義)
- ② 申込書 (本紙) をご記入の上、FAX によりお申し込みください。
- ③ 申込受理後、事務局より受講票と、受講料振込用の郵便振替用紙をお送りします。
- ④ 申込締切日 全講義受講；令和2年10月2日 (金)
 スキルアップセミナー第3クール演習申込締切日；令和2年12月4日 (金)
 " その他のクールは2週間前までにお申込ください。

| | | |
|------------------|---|---|
| 1. チェックを入れてください。 | <input type="checkbox"/> 全講義受講 | <input type="checkbox"/> スキルアップセミナー <input type="checkbox"/> 第1クール1日目 <input type="checkbox"/> 第1クール2日目 <input type="checkbox"/> 第2クール1日目 <input type="checkbox"/> 第2クール2日目 <input type="checkbox"/> 第3クール演習(2日間) 事前に課題をお送りします。 <input type="checkbox"/> 第4クール1日目 <input type="checkbox"/> 第4クール2日目 |
| 2. 法人名 | | |
| 3. 医療機関名 | | |
| 4. 郵便番号 | | |
| 5. 住所 | | |
| 6. 電話番号 | | |
| 7. FAX 番号 | | |
| 8. 所属部署 | | |
| 9. | ふりがな | |
| | 受講者氏名 | |
| 10. 役職名 | | |
| 11. 職 種 | | |
| 12. E-mail | ※事務局からの連絡、課題の提出はメールで行います。必ずご記入下さい。 <div style="text-align: right;">@</div> | |

* 複数名様ご参加の場合は、コピーをしてお申込ください。

申込日 年 月 日

<事務局使用欄>

受講申込書を受理いたしました。 受付番号 _____

※申込後、受付番号の入った受講申込書を F A X にてご返信いたします。

お申込後5日経っても返信がない場合、また、申込後に参加者の変更があった場合には、事務局宛にご連絡をお願いします。(電話 011-231-9900)

※新型コロナウイルスの感染防止について

研修会当日は、マスクの着用や手洗いの励行など、感染防止に向けた取り組みにご協力ください。



TKPガーデンシティ
アパホテル札幌
北海道札幌市中央区南2条西7丁目10-1
アパホテル札幌内(事務所2F)

第1、第2クール
TKP ガーデンシティ
アパホテル札幌
(札幌市中央区南2条西7丁目)
地下鉄大通駅1番出口から徒歩5分



第3クール
北海道医師会館 8階会議室
(札幌市中央区大通西6丁目)
地下鉄大通駅1番出口から徒歩5分

第4クール
北海道自治労会館
(札幌市北区北6条西7丁目)
札幌駅から徒歩5分



A 2 3 4 医療安全対策加算（入院初日）

1 医療安全対策加算1 85点

2 医療安全対策加算2 30点

注1 別に厚生労働大臣が定める組織的な医療安全対策に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、医療安全対策加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限りそれぞれ所定点数に加算する。

2 医療安全対策に関する医療機関間の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（特定機能病院を除く。）に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。

イ 医療安全対策地域連携加算1 50点

ロ 医療安全対策地域連携加算2 20点

1 医療安全対策加算1に関する施設基準

（1）医療安全管理体制に関する基準

ア 当該保険医療機関内に、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専従の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理者として配置されていること。なお、ここでいう適切な研修とは、次に掲げる全ての事項に該当するものをいう。また、既に受講している研修がこれらの事項を満たしていない場合には、不足する事項を補足する研修を追加受講することで差し支えない。

（イ） 国又は医療関係団体等が主催するものであること。

（ロ） 医療安全管理者としての業務を実施する上で必要な内容を含む通算して40時間以上のものであること。

（ハ） 講義又は具体例に基づく演習等により、医療安全の基本的知識、安全管理体制の構築、医療安全についての職員研修の企画・運営、医療安全に資する情報収集と分析、対策立案、フィードバック、評価、事故発生時の対応、安全文化の醸成等について研修すること。

イ 医療に係る安全管理を行う部門（以下「医療安全管理部門」という。）を設置していること。

ウ 医療安全管理部門の業務指針及び医療安全管理者の具体的な業務内容が整備されていること。

エ 医療安全管理部門に診療部門、薬剤部門、看護部門、事務部門等の全ての部門の専任の職員が配置されていること。

オ 医療安全管理者が、安全管理のための委員会（以下「医療安全管理対策委員会」という。）と連携し、より実効性のある医療安全対策を実施できる体制が整備されていること。

カ 当該保険医療機関の見やすい場所に医療安全管理者等による相談及び支援が受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供が行われていること。

(2) 医療安全管理者の行う業務に関する事項

- ア 安全管理部門の業務に関する企画立案及び評価を行うこと。
- イ 定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進すること。
- ウ 各部門における医療事故防止担当者への支援を行うこと。
- エ 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整を行うこと。
- オ 医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修を企画・実施すること。
- カ 相談窓口等の担当者と密接な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制を支援すること。

(3) 医療安全管理部門が行う業務に関する基準

- ア 各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき、医療安全確保のための業務改善計画書を作成し、それに基づく医療安全対策の実施状況及び評価結果を記録していること。
- イ 医療安全管理対策委員会との連携状況、院内研修の実績、患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱い、その他の医療安全管理者の活動実績を記録していること。
- ウ 医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスが週1回程度開催されており、医療安全管理対策委員会の構成員及び必要に応じて各部門の医療安全管理の担当者等が参加していること。なお、当該カンファレンスを対面によらない方法で開催しても差し支えない。

2 医療安全対策加算2に関する施設基準

(1) 医療安全管理体制に関する基準

- ア 当該保険医療機関内に、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理者として配置されていること。なお、ここでいう適切な研修とは、1の(1)のアに掲げる研修である。
- イ 1の(1)のイからカまでの基準を満たすこと。
- (2) 1の(2)及び(3)の基準を満たすこと。

3 医療安全対策地域連携加算1の施設基準

- (1) 医療安全対策加算1に係る届出を行っていること。
- (2) 当該保険医療機関内に、医療安全対策に3年以上の経験を有する専任の医師又は医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の医師が医療安全管理部門に配置されていること。
なお、ここでいう適切な研修とは、1の(1)のアに掲げる研修である。
この場合、1の(1)のアの規定に関わらず、当該専任医師が医療安全管理者として配置され、1の(1)のアに規定された専従の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理部門に配置されていることとしても差し支えない。
- (3) 他の医療安全対策加算1に係る届出を行っている保険医療機関及び医療安全対策加算2に係る届出を行っている保険医療機関と連携し、それぞれ少なくとも年1回程度、医療安全対策地域連携加算1に関して連携しているいずれかの保険医療機関に赴いて医療安全対策に関する評価を行い、当該保険医療機関にその内容を報告すること。また、少なくとも年1回程度、当該加算に関して連携している医療安全対策加算1に係る届出を行っている保険医療機関より評価を受けていること。なお、感染防止対策地域連携加算を算定している保険医療機関については、当該加算に係る評価と医療安全対策地域連携加算1に係る評価とを併せて実施しても差し支えない。

(4) (3)に係る評価については、次の内容に対する評価を含むものである。

ア 医療安全管理者、医療安全管理部門及び医療安全管理対策委員会の活動状況

(イ) 医療安全対策の実施状況の把握・分析、医療安全確保のための業務改善等の具体的な対策の推進

(ロ) 当該対策や医療安全に資する情報の職員への周知（医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修の実施を含む）

(ハ) 当該対策の遵守状況の把握

イ 当該保険医療機関内の各部門における医療安全対策の実施状況

具体的な評価方法及び評価項目については、当該保険医療機関の課題や実情に合わせて連携する保険医療機関と協議し定めること。その際、独立行政法人国立病院機構作成の「医療安全相互チェックシート」を参考にされたい。

4 医療安全対策地域連携加算2の施設基準

(1) 医療安全対策加算2に係る届出を行っていること。

(2) 医療安全対策加算1に係る届出を行っている保険医療機関と連携し、少なくとも年1回程度、医療安全対策地域連携加算2に関して連携しているいずれかの保険医療機関より医療安全対策に関する評価を受けていること。なお、感染防止対策地域連携加算を算定している保険医療機関については、当該加算に係る評価と医療安全対策地域連携加算2に係る評価とを併せて実施しても差し支えない。

(3) (2)に係る評価については、3の(4)に掲げる内容に対する評価を含むものである。

5 届出に関する事項

(1) 医療安全対策加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式35を用いること。

(2) 医療安全対策地域連携加算1及び医療安全対策地域連携加算2の施設基準に係る届出は、別添7の様式35の4を用いること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。

医療安全管理者養成講習会への問い合わせ事項

○4ヶ月にわたって開催する事について

勤務割の関係で連続して休むことが出来ない勤務事情を考慮し、参加し易いよう間隔を開けています。

○職種について

医療安全管理者以外にも、院内の医療安全委員会には、さまざまな職種の職員が委員になっており、それらの方を対象に、専門用語の理解など、医療安全に対する知識をより一層深めることも目的のひとつとしていますので、全ての職種を対象としています。

○講義講師について

国内で活躍している講師をお招きし、理論、ご経験を踏まえた取り組み・事例をもとにご講義いただきます。

○グループ演習について

本講習会の演習は、RCA（事後対策）FMEA（未然防止対策）のグループ討議です。演習前の第2クールにおいて、RCA、FMEAの理論を学んだのち、第3クールで演習を受けます。

○修了証の交付について

今年度、都合により受講出来なかった講義は、次年度受講することが可能です。合わせて40時間全てのプログラムを受講した方には、受講証書を交付します。

○再受講について

本講習会もしくは他団体で受講済みの方であっても、全ての講義を対象に、スキルアップセミナーとして再度受講いただくことができます。受講時間を記載した証明書の交付をいたします。

皆様のご参加をお待ちしています。